２０２５年度
（令和７年度）

事　業　報　告　書

町田市消費生活センター



目次

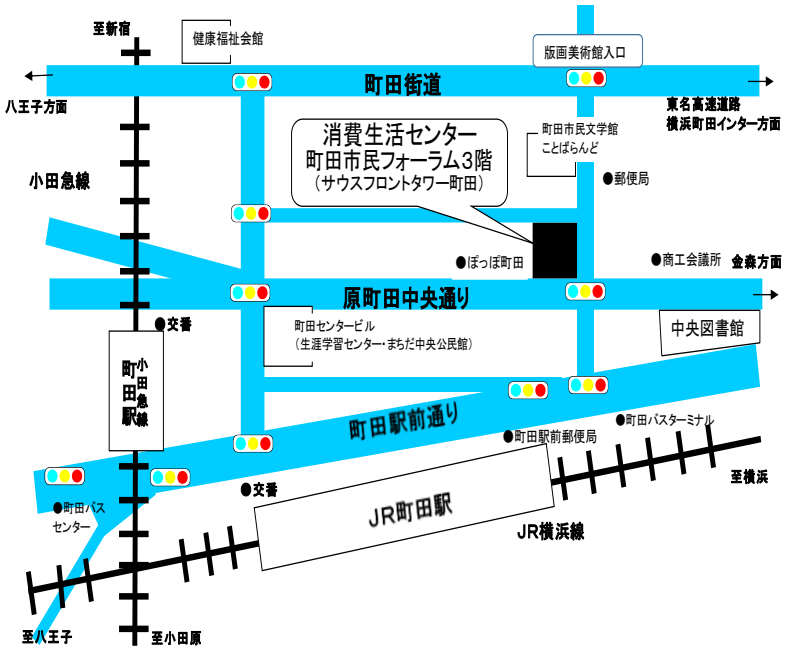
１　消費生活センター …… ４
（１）　所在地 …… ４
（２）　施設内容 …… ５
２　沿革 …… ６
３　組織 …… ８
４　事務分掌 …… ８
５　消費生活センターの概要 …… ９
６　町田市消費生活行政体系 …… １０
７　消費生活相談 …… １１
（１）　相談体制 …… １２
（２）　年間相談受付件数 …… １２
（３）　商品役務別分類 …… １３
（４）　商品役務別分類集計　上位２０項目 …… １４
（５）　相談内容別分類集計（件数は重複あり） …… １６
（６）　販売購入形態別分類集計 …… １６
（７）　申出内容別分類集計 …… １７
（８）　受付方法別分類集計 …… １７
（９）　相談者性別集計 …… １８
(10)　契約者性別集計 …… １８
(11)　相談者年齢別集計 …… １８
(12)　契約者年齢別集計 …… １９
(13)　相談者職業別集計 …… １９
(14)　契約者職業別集計 …… １９
(15)　相模原市との連携事業 …… ２０
(16)　多重債務相談 …… ２０
(17)　年間解決件数・金額 …… ２０
８　消費生活学習会等実施状況 …… ２１
（１）　学習会 …… ２１
（２）　テスト教室・料理教室 …… ２２
（３）　子ども向け教室 …… ２３
（４）　他団体主催イベントへの参加 …… ２４
（５）　消費生活出前学習会 …… ２５
（６）　消費生活センターだよりの発行 …… ２６
（７）　「くらしのヒント」メール・LINE配信 …… ２６
９　第４９回町田市消費生活展「まちだくらしフェア２０２５」 …… ２７
１０　消費者行政活性化事業 …… ３０
１１　特定計量器定期検査事前調査 …… ３０
１２　家庭用品品質表示法に基づく立入検査 …… ３１
１３　製品安全４法に基づく立入検査 …… ３１
１４　消費者事故報告 …… ３２
資　料 …… ３３

1　消費生活センター

（1）　所在地

町田市原町田４丁目９番８号
町田市民フォーラム３階（サウスフロントタワー町田）

電話　　０４２（７２５）８８０５
　　０４２（７２２）０００１（相談専用）



交通案内
◆小田急線『町田駅』
　西口より徒歩８分
◆JR横浜線『町田駅』
　ターミナル口より徒歩３分
◆町田バスセンターより
　徒歩８分
◆町田バスターミナルより
　徒歩３分

開館時間、相談時間、休館日

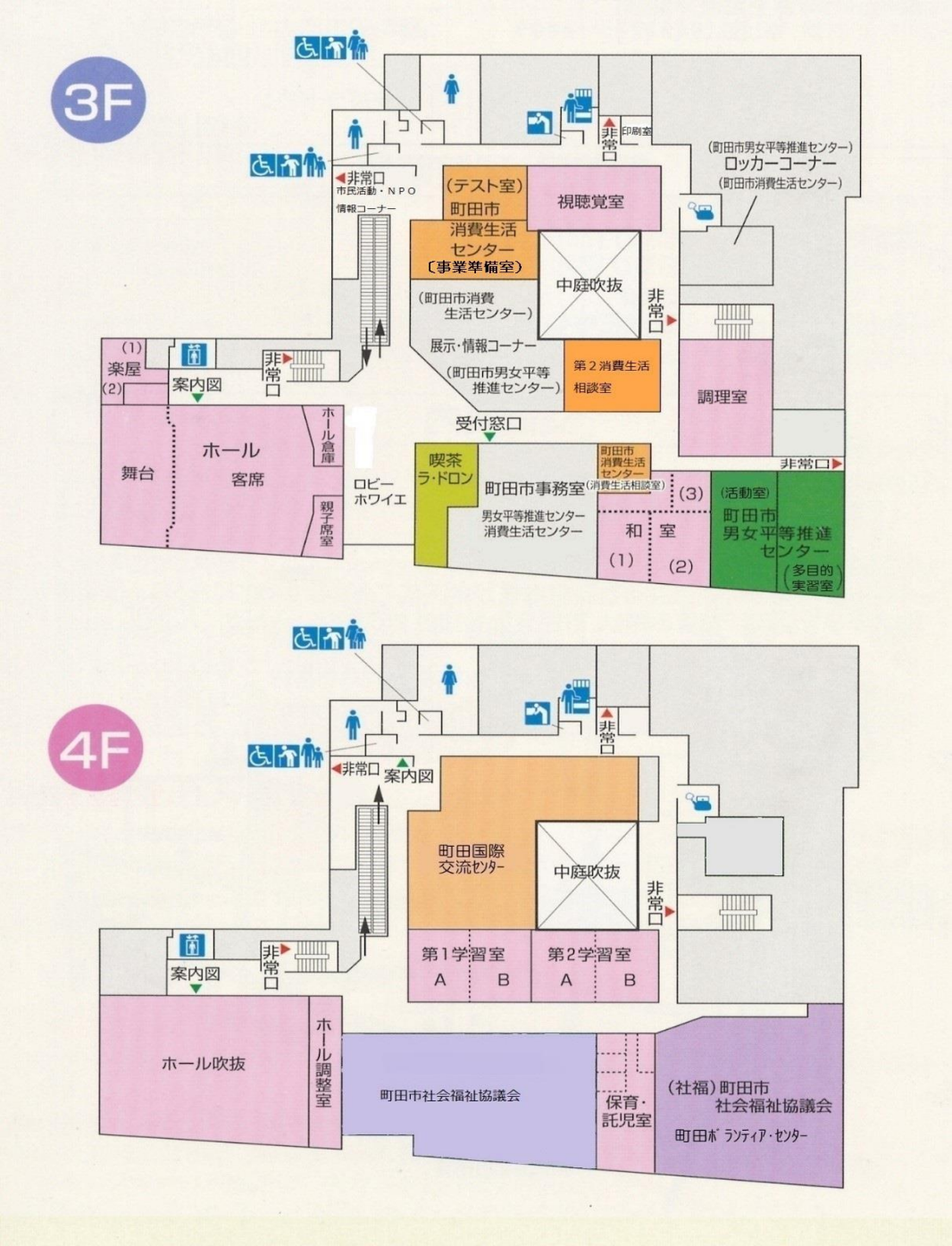
展示・情報コーナー	開館時間：午前９時～午後１０時 休館日：毎月第３水曜日、１２月２９日～１月３日
消費生活センター （事務局）	窓口受付時間：午前８時３０分～午後５時 閉所日：土、日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日
消費生活センター （相談室）	窓口受付時間：午前９時～正午 午後１時～午後４時 閉所日：日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日

（２）　施設内容

○専用スペース　　消費生活相談室、事務室、事業準備室（旧委員室）、テスト室、
展示・情報コーナー、協力団体のロッカーコーナー

○共用スペース　　ホール、視聴覚室、調理室、学習室、和室等
（活動諸室）

○市民フォーラム３Ｆ、４Ｆ　配置図



２　沿革

１９６９年　４月	衛生産業部商工課に消費者対策係を設置
１９７３年１２月	市立消費者センター設置について請願提出採択
１９７４年　１月	商工課内に消費者センター開設準備室を設置
１９７５年　４月	中町１－４－１市役所分室内に開所
１９７５年　５月	消費者センター開所式（式典記念講演） 講演会、消費者相談、図書資料の貸し出し開始
１９７５年　６月	消費者センターだより発行（月刊）
１９７６年１１月	第１回くらしを守る市民の集い開催
１９７８年　９月	家庭電器商組合と家電製品修理サービス協定
１９７９年１２月	第１学習室（定員50人収容）を増設
１９８４年１１月	消費者センター１０周年記念式典
１９８６年　７月	相談室を設置。月・土曜日を２名体制 電話３本の内２本を相談専用（722-0001）に変更
１９８９年　７月	消費者相談室・事務室を市役所森野分庁舎に移転
１９９１年　４月	組織改正に伴い課名を消費生活課に変更
１９９３年１０月	市役所分室駐車場を会場としてフリーマーケット事業開始
１９９５年　５月	消費者センター運営協議会、多年にわたり消費者活動に 貢献した功績に対し市より表彰される。
１９９５年　９月	老朽化した消費者センター第１学習室等、室内全面塗装実施
１９９５年１０月	消費者センター開設満２０年くらしを守る市民の集い開催
１９９６年　３月	市役所分室屋外全面改修塗装工事実施
１９９９年１１月	市民フォーラムに移転 組織改正に伴い課名を消費生活センターに変更
１９９９年１２月	市役所分室消費生活センター専用施設の閉所
２０００年　２月	消費生活センター移転記念事業実施
２０００年　４月	消費生活相談員非常勤の嘱託職員となる。
２００１年　４月	相談事業相模原市と相互利用開始
２００２年　１月	メコニス（相談検索システム）利用開始
２００４年　３月	相談情報入力システム導入
２００５年　４月	消費生活センター３０周年記念式典
２００８年　４月	組織改正に伴い市民協働推進課消費生活センターに変更
２００９年　４月	消費生活センターだよりＰＤＦ版発行開始（市ホームページからダウンロード）
２００９年　９月	消費者庁設置 消費者安全法の施行に伴い、町田市消費生活センターの設置について告示
２０１０年　４月	多重債務問題への取組として、東京司法書士会町田支部及び町田弁護士クラブとの連携事業開始 PIO-NET2010の導入及びメコニス・相談情報入力システムの廃止

２０１２年　４月	地域主権戦略大綱により、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る権限が移譲される。
２０１５年１０月	PIO-NET2015の導入及びPIO-NET2010廃止
２０１９年　４月	メール配信システム「くらしのヒント」配信開始
２０２０年　４月	ＬＩＮＥ「くらしのヒント」配信開始
２０２０年　４月	消費生活相談員が嘱託職員から会計年度任用職員へ移行
２０２０年１０月	PIO-NET2020の導入及びPIO-NET2015廃止
２０２４年　７月	町田市消費者安全確保地域協議会設置
２０２５年　４月	消費生活センター開設５０周年記念式典

３　組織

市民部
- 市民総務課
- 市民課　町田駅前連絡所　木曽山崎連絡所　玉川学園連絡所
- 市民協働推進課　男女平等推進センター　消費生活センター
- 忠生市民センター
- 鶴川市民センター　鶴川駅前連絡所
- 南市民センター
- なるせ駅前市民センター
- 堺市民センター
- 小山市民センター

（2026年3月31日現在）

職員の構成

消費生活センター所長 ―― 係長（1名）、主任（1名）、主事（2名）
相談員（会計年度任用職員6名）

（2026年3月31日現在）

４　事務分掌

(1)消費者対策の企画、調整及び推進に関すること。
(2)消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
(3)消費生活に係る資料の収集及び展示に関すること。
(4)消費者教育に関すること。
(5)消費生活に係る簡易なテストに関すること。
(6)計量器の検査に関すること。
(7)センターの管理運営に関すること。
(8)消費者団体の自主的活動の支援に関すること。
(9)家庭用品品質表示法に関すること。
(10)消費生活用製品安全法に関すること。
(11)電気用品安全法に関すること。
(12)ガス事業法に関すること。
(13)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。
(14)その他消費生活に関すること。

５　消費生活センターの概要

（１）消費生活センターの運営方法

町田市消費生活センターは、市民から募った運営委員により組織された運営協議会と行政が協力してその運営にあたっています。

運営協議会は、毎年市の募集に応じた熱意ある市内の消費者団体の代表者や個人の自由参加によるボランティアの運営委員で構成されています。

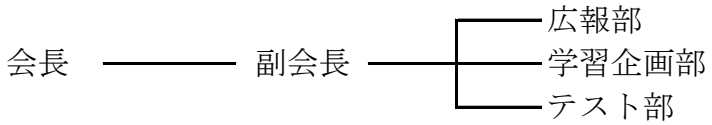
運営協議会は、広報部、学習企画部、テスト部の3部に分かれ、委員はいずれかの部に属することとし、各部が活動の計画を立てて事業を実施する方法を採用しています。

事業の様子や予告は、毎月1回発行の消費生活センターだよりやチラシでお知らせしています。

さらに、町田市消費生活センターは、市内の各団体などの参加を得て1976年度から毎年消費生活展を開催しており、運営協議会はその中で中心的な役割を担っています。

かつては秋に開催しており、2009年度から2023年度までは7月に開催していましたが、熱中症予防などの観点から2024年度と2025年度は9月に開催しました。なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて止むを得ず中止しました。

（２）消費生活センター運営協議会の組織



○広報部

センターの活動状況などを紹介する消費生活センターだより（月１回）の発行等

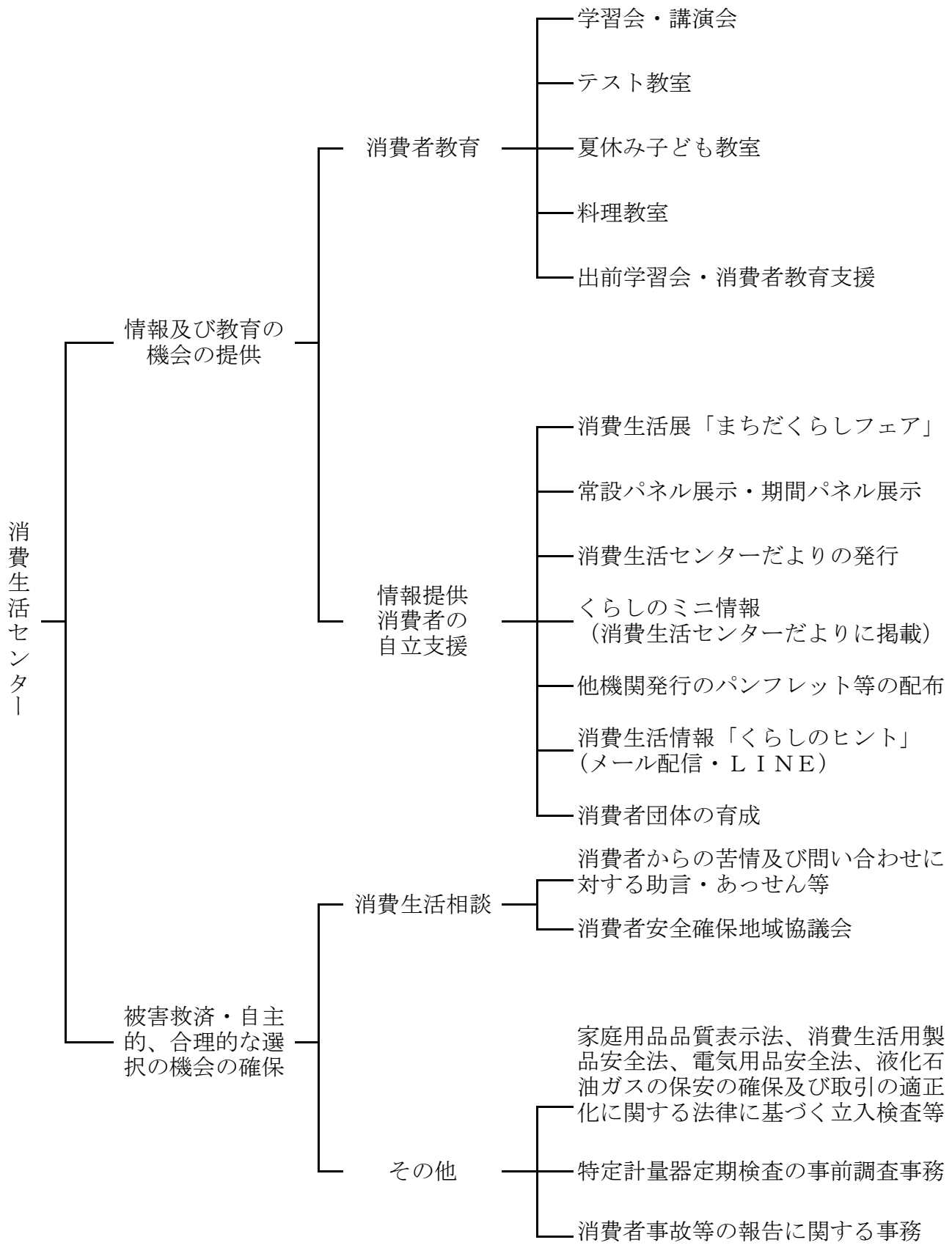
○学習企画部

センターで実施する各種学習会に関する企画運営等

○テスト部

テスト教室等の企画・運営等、生活物資などの簡易なテストの実施および援助

６　町田市消費生活行政体系



７　消費生活相談

◎２０２５年度消費生活相談の概要◎

○　年間相談件数

年間相談件数は、4,298件でした。
2025年度は、土地・建物・設備に関する相談が多く寄せられました。
年代としては、50歳台からの相談が最も多く844件となっています。

○　商品・役務別相談件数

最も多い相談は「土地・建物・設備」で576件、全体の13.4％を占めています。
第2位は「運輸・通信サービス」の相談で392件、第3位は「他の役務」の相談で373件でした。

○　多重債務相談

「多重債務」に関する相談は、86件でした。多重債務相談のうち、弁護士、司法書士の団体と連携し、債務整理を目的に相談者を法律専門家につなぐ「多重債務連携事業」を利用した件数は、46件でした。

○　販売購入形態別相談件数

店舗購入以外の特殊販売に関する相談が2,246件あり、2024年度と比較して437件増加しました。内容は「通信販売」に関する相談が多くありました。

○　年間解決件数及び金額（被害救済件数及び金額）

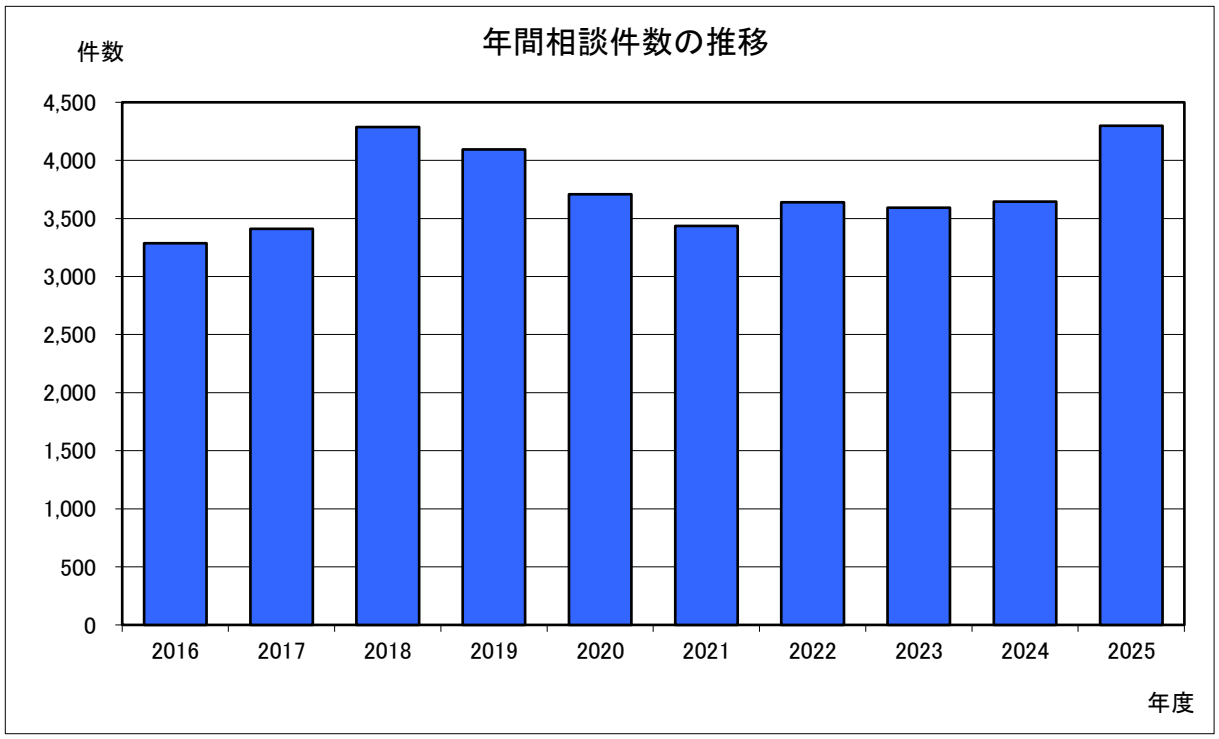
センターでのあっせんや助言により、救済することができた件数及び金額（支払わずに済んだ、又は返金された件数及び金額）は、297件で58,196,482円となりました。

（１）相談体制

消費生活相談は、1975年に開設したセンター発足当時には、週2日でしたが、相談件数の増加に伴い、1983年からは週5日としました。
2000年度からは、月曜、火曜、金曜は3名体制で相談業務を行っていましたが、2001年度から平日は3名以上で行っています。
2007年9月から土曜日の電話相談受付を開始しました（2名体制）。
また、2017年度からは午前中の来所相談受付時間を11時30分から正午へ延長しました。
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年度から2023年5月初旬までは、原則として電話での相談をお願いしました。

（２）年間相談受付件数

2025年度は4,298件で、2024年度と比較して17.9%、652件増加しました。

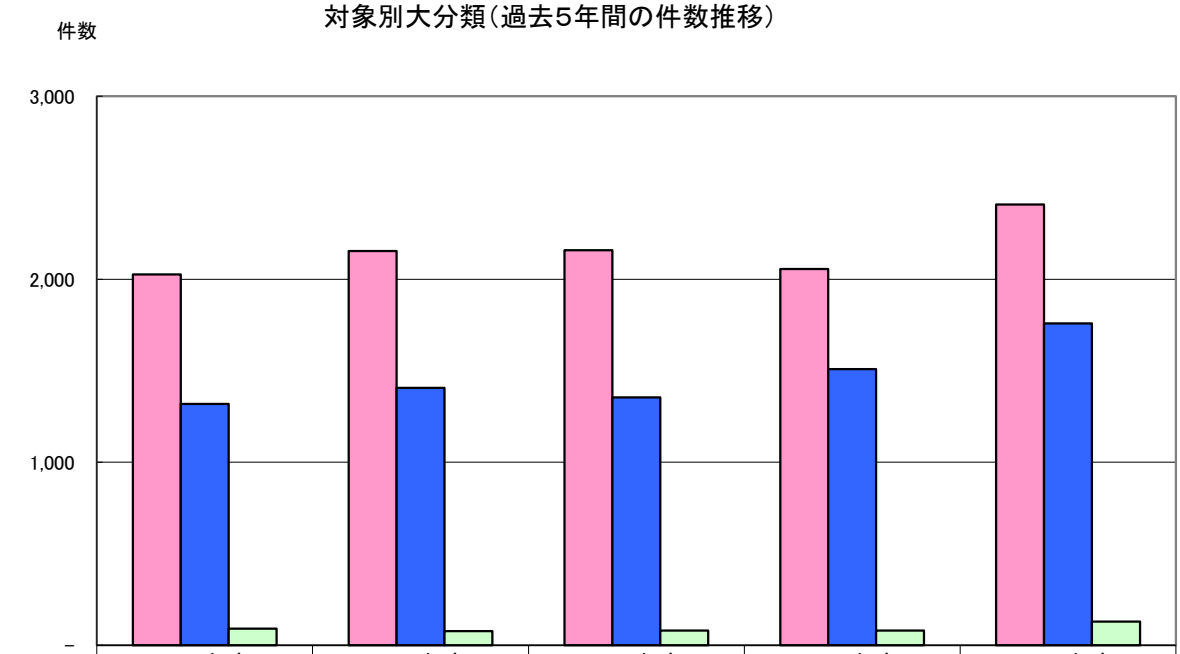


年度	件数	年度	件数
2025	4,298	2020	3,709
2024	3,646	2019	4,093
2023	3,593	2018	4,287
2022	3,638	2017	3,411
2021	3,435	2016	3,286

（３）商品役務別分類

①　対象別大分類

相談の対象を商品と役務（サービス）に分けてみると、「役務（サービス）」より「商品」の相談件数が上回り、2025年度は総件数の56.0％が「商品」に関する相談で、2024年度と比較して0.4ポイント減少しています。

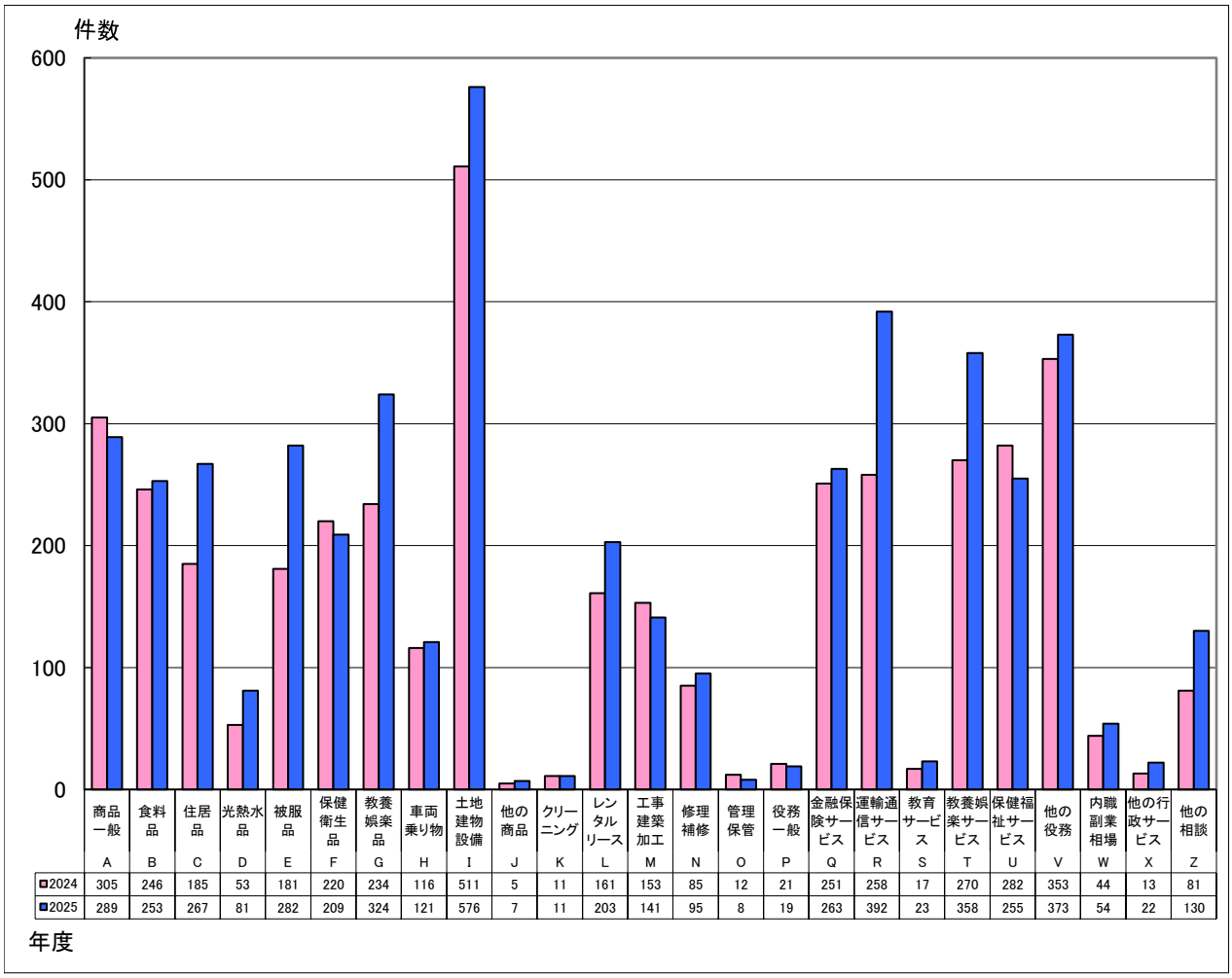


	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
商品	2,027	2,154	2,159	2,056	2,409
役務	1,318	1,407	1,354	1,509	1,759
その他	90	77	80	81	130

※分類一覧

商品	商品関連役務	役務	その他
商品一般	クリーニング	役務一般	消費者運動
食料品	レンタル・リース・貸借	金融・保険サービス	家庭管理
住居品	工事・建築・加工	運輸・通信サービス	健康管理
光熱水品	修理・補修	教育サービス	相隣関係
被服品	管理・保管	教養・娯楽サービス	慣習・しきたり
保健衛生品		保健・福祉サービス	婚姻
教養娯楽品		他の役務	相続
車両・乗り物		内職・副業・ねずみ講	相談その他
土地・建物・設備		他の行政サービス	
他の商品			

②商品役務別大分類



	商品一般	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両乗り物	土地建物設備	他の商品	クリーニング	レンタルリース	工事建築加工	修理補修	管理保管	役務一般	金融保険サービス	運輸通信サービス	教育サービス	教養娯楽サービス	保健福祉サービス	他の役務	内職副業相場	他の行政サービス	他の相談
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Z
2024	305	246	185	53	181	220	234	116	511	5	11	161	153	85	12	21	251	258	17	270	282	353	44	13	81
2025	289	253	267	81	282	209	324	121	576	7	11	203	141	95	8	19	263	392	23	358	255	373	54	22	130

（４）商品役務別分類集計　上位２０項目

2025年度は、「土地・建物・設備」の項目が一番多い相談でした。分電盤や屋根工事などのいわゆる点検商法や、不動産賃貸借契約における退去時の原状回復に関する相談が多く寄せられました。以下、「運輸・通信サービス」、「他の役務」、「教養・娯楽サービス」と続き、全体としては、分電盤の点検に関する相談、不審な電話に関する相談、金融保険に関する相談等が増加したことにより、2024年度と比較して相談件数が17.9%増加しました。

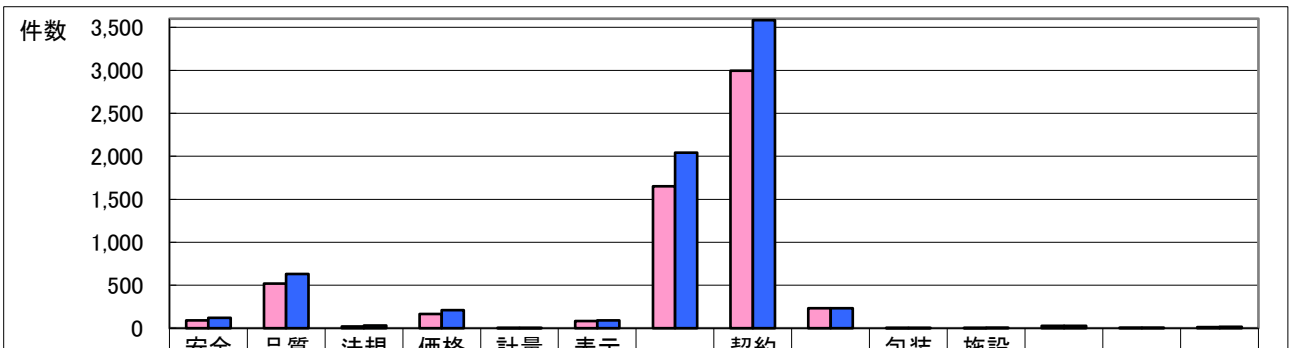
近年では契約内容等が複雑なものが増えており、1件の相談に対応する時間が長くかかる傾向があります。

上位5分類のうちで件数が多かった相談内容
●土地・建物・設備（屋根工事・外壁塗装等の住宅に関する工事や賃貸アパート・マンションの契約等）
●運輸・通信サービス（携帯電話サービス・光回線・不審な電話等）
●他の役務（分電盤の点検、質問サイトの請求等）
●教養・娯楽サービス（オンラインゲーム、有料コンテンツの配信等）
●教養娯楽品（パソコン関連、新聞等）

順位	商品・役務（サービス）名	2025年度	2024年度
1	土地・建物・設備	576	511
2	運輸・通信サービス	392	258
3	他の役務	373	353
4	教養・娯楽サービス	358	270
5	教養娯楽品	324	234
6	商品一般	289	305
7	被服品	282	181
8	住居品	267	185
9	金融・保険サービス	263	251
10	保健・福祉サービス	255	282
11	食料品	253	246
12	保健衛生品	209	220
13	レンタル・リース・貸借	203	161
14	工事・建築・加工	141	153
15	他の相談	130	81
16	車両・乗り物	121	116
17	修理・補修	95	85
18	光熱水品	81	53
19	内職・副業・ねずみ講	54	44
20	教育サービス	23	17

（５）相談内容別分類集計（件数は重複あり）

相談を内容別に分類したものです。1つの相談に複数の内容が含まれている場合がありますので、総相談件数と内容別件数総数は合致していません。相談が多かった内容は「契約・解約」が83.4%、次に「販売方法」47.5%などです。



	安全・衛生	品質・機能	法規・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他
2024年度	89	518	19	164	3	83	1,650	2,996	232	1	1	29	5	13
2025年度	122	629	30	209	3	89	2,042	3,583	234	2	4	26	6	16

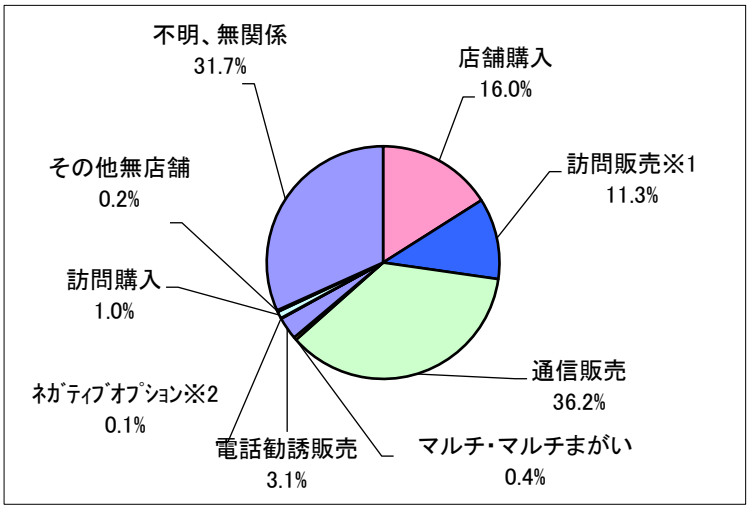
（６）販売購入形態別分類集計

相談を商品・サービスの販売方法別に分類したものです。

相談件数全体の52.3%を、店舗以外の契約による特殊販売が占めています。特殊販売の中では通信販売の割合が高く、インターネット等を介した、通信販売の契約トラブルが多い傾向にあります。全体的には通信販売、電話勧誘販売と店舗購入の件数が増加しています。

※1　キャッチセールス、ＳＦ商法(催眠商法)、アポイントメントセールスを含みます。
※2　送り付け商法

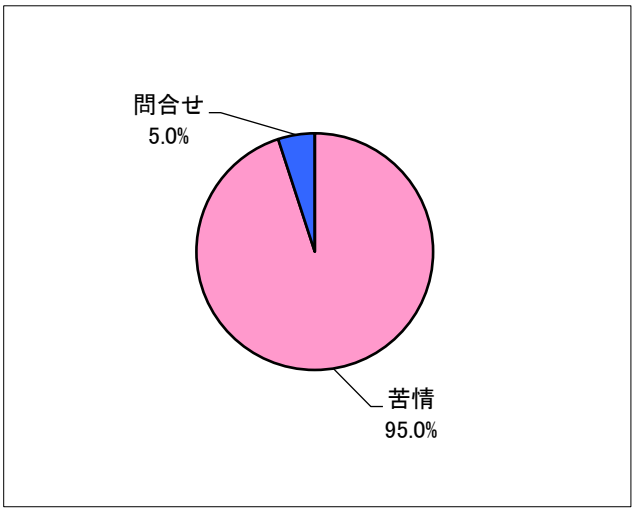
販売方法		2025年度	2024年度
店舗購入		688	631
特殊販売	訪問販売　※1	484	484
	通信販売	1,555	1,160
	マルチ・マルチまがい	18	17
	電話勧誘販売	134	87
	ﾈｶﾞﾃｨﾌﾞｵﾌﾟｼｮﾝ　※2	4	4
	訪問購入	41	46
	その他無店舗	10	11
	小計	2,246	1,809
不明、無関係		1,364	1,206
計		4,298	3,646



（７）申出内容別分類集計

相談の内容を申出の性質で分類したものです。
消費生活上の被害を受けたり、被害を受ける恐れがある相談、または具体的な事実関係・法律関係において不満があったり、現に消費者問題が発生している場合を「苦情」と分類しています。
被害等が発生しておらず、買物相談や生活知識等センターからの情報提供を求められる相談の場合を「問合せ」としています。また個別問題の相談ではなく、法的規制の強化を求める等の内容は、「要望」となります。
2025年度は「苦情」の割合が95.0％で、2024年度と比較して2ポイント増加しました。

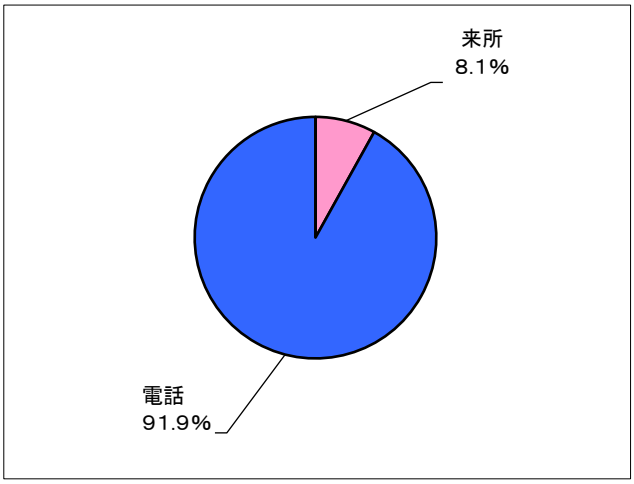
申出内容	2025年度	2024年度
苦情	4,083	3,392
問合せ	215	254
要望	－	－
計	4,298	3,646



（８）受付方法別分類集計

相談を最初に受けた方法別に分類したものです。全体の91.9％が電話による相談ですが、相談内容により後日来所していただくこともあります。2024年度と比較すると、電話による相談件数は1.7ポイント増加しています。

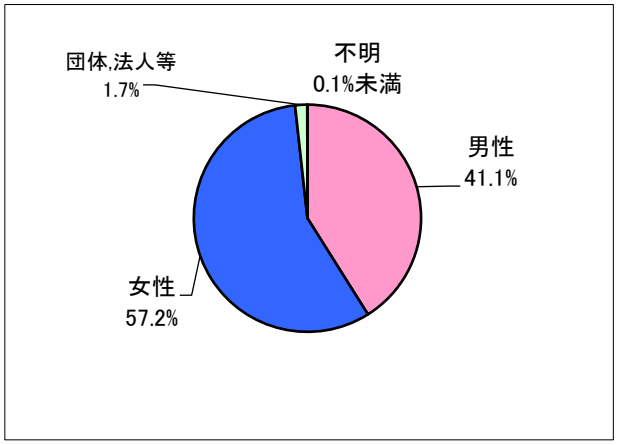
受付方法	2025年度	2024年度
来所	347	359
電話	3,951	3,287
文書	－	－
計	4,298	3,646



（９）相談者性別集計

相談者の性別割合は、女性の方が多く全体の57.2%になります。

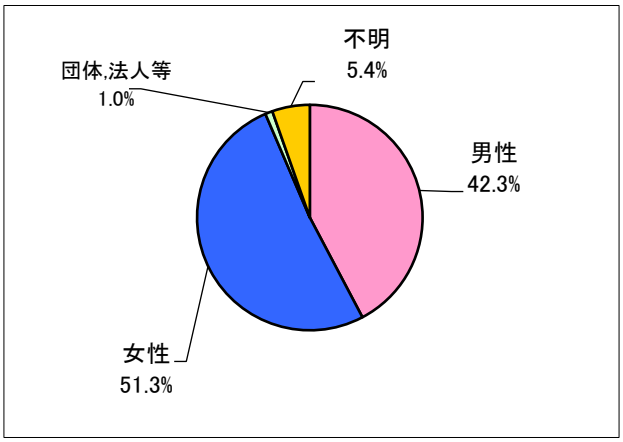
相談者性別等	2025年度	2024年度
男性	1,765	1,535
女性	2,458	2,021
団体,法人等	74	89
不明	1	1
計	4,298	3,646



（１０）契約者性別集計

契約者の性別割合は、女性の方が多く全体の約51.3%になります。

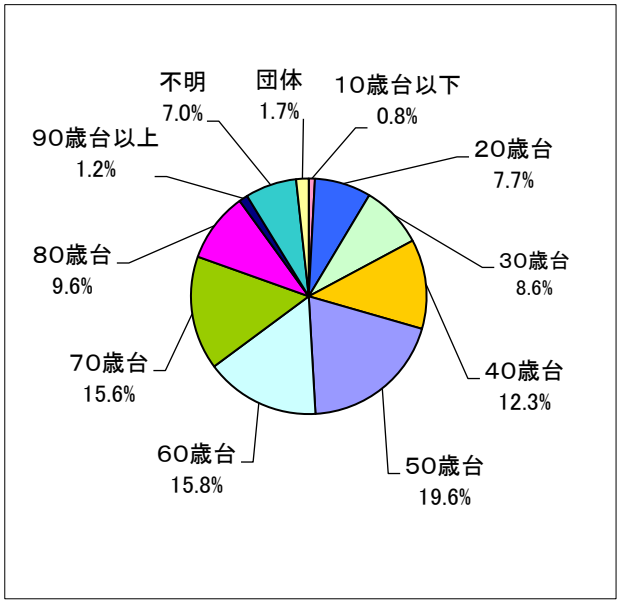
契約者性別等	2025年度	2024年度
男性	1,817	1,542
女性	2,204	1,820
団体,法人等	45	73
不明	232	211
計	4,298	3,646



（１１）相談者年齢別集計

相談者の年齢別割合は、50歳台、60歳台が多く、70歳台、40歳台と続きます。

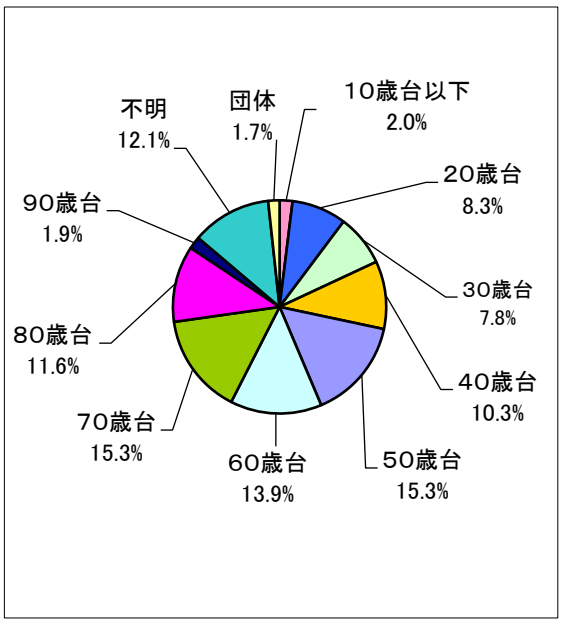
相談者年齢	2025年度	2024年度
１０歳台以下	36	23
２０歳台	333	294
３０歳台	369	288
４０歳台	528	493
５０歳台	844	701
６０歳台	677	510
７０歳台	671	573
８０歳台	411	384
９０歳台以上	52	42
不明	303	249
団体	74	89
計	4,298	3,646



（１２）契約者年齢別集計

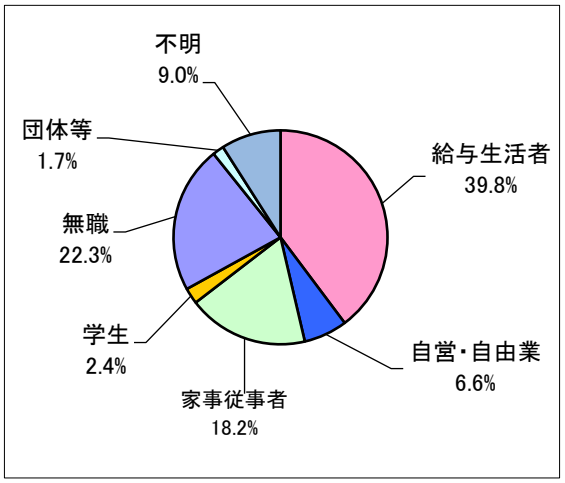
契約者の年齢別割合は、50歳台、70歳台が多く、60歳台、不明と続きます。

契約者年齢	2025年度	2024年度
１０歳台以下	84	66
２０歳台	356	316
３０歳台	336	276
４０歳台	442	398
５０歳台	657	533
６０歳台	596	428
７０歳台	656	532
８０歳台	497	455
９０歳台	81	86
不明	519	467
団体	74	89
計	4, 298	3, 646



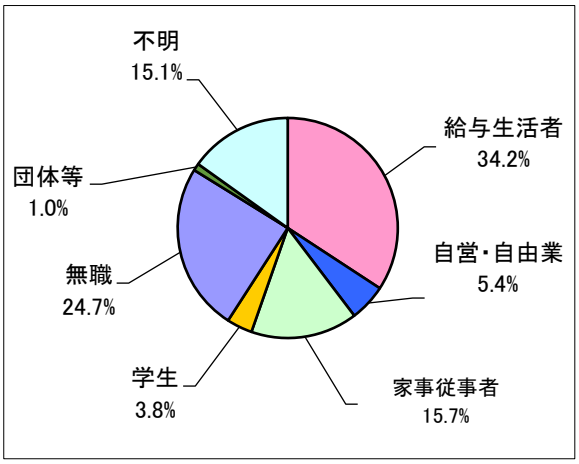
（１３）相談者職業別集計

相談者職業	2025年度	2024年度
給与生活者	1, 709	1, 396
自営・自由業	283	185
家事従事者	783	632
学生	104	103
無職	957	942
団体等	74	89
不明	388	299
計	4, 298	3, 646



（１４）契約者職業別集計

契約者職業	2025年度	2024年度
給与生活者	1, 471	1, 176
自営・自由業	234	167
家事従事者	674	534
学生	162	157
無職	1, 062	1, 017
団体等	45	72
不明	650	523
計	4, 298	3, 646



（１５）相模原市との連携事業

隣接する相模原市とは、2001年度から消費生活相談窓口の相互利用（来所相談の受付）を行っています。
2025年度は、町田市民が相模原市に相談した件数は増加し、町田市が受けた相模原市民の相談件数は減少しています。

利用実績（電話相談も含む）

	２０２５年度	２０２４年度
町田市民が相模原市へ相談	26	18
相模原市民が町田市へ相談	25	30

（１６）多重債務相談

2010年4月から債務整理を目的に相談者と法律専門家をつなぐ「多重債務連携事業」を実施しています。2025年度の多重債務に関する相談のうち、「多重債務連携事業」を利用した割合は、53.5%でした。

	２０２５年度	２０２４年度
多重債務相談 （うち多重債債務連携事業利用数）	86 （　46　）	96 （　59　）

（１７）年間解決件数・金額

センターでのあっせんや助言により、救済することができた件数及び金額の集計です。あっせん解決はあっせんにより返金されたもの（クーリング・オフによる解約を含む）を指し、未然防止は助言により支払わずに済んだもの（不当請求を含む）を指します。
2025年度は、2024年度と比較して全体の件数は横ばいでしたが、金額は減少しました。

	２０２５年度		２０２４年度	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
あっせん解決	288	52,036,087	282	88,473,993
未然防止	9	6,160,395	10	24,764,200
合計	297	58,196,482	292	113,238,193

８　消費生活学習会等実施状況

消費生活センターでは、消費者教育の充実のため、運営協議会を中心に「学習会」「テスト教室・料理教室」などの講座を企画・開催しています。2025年度はあわせて23回開催し、633人が参加しました。

また、出前学習会や「センターだより」の発行など、よりよい消費生活や消費者被害防止のための啓発を行っています。

（１）学習会

消費者問題に関する身近なテーマを取り上げ、日常生活に役立てていただく目的で学習会を開催しました。

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加人数
1	4月26日	消費生活センター開設50周年記念講演　これからの消費者教育について	柿野　成美 公益財団法人消費者教育支援センター理事	82
2	5月30日	食品表示を読みこなそう	横田　久美 消費生活アドバイザー	35
3	6月20日	海からの警鐘～プラスチックごみの現状を知る～	武本　匡弘 NPO法人気候危機対策ネットワーク代表	17
4	9月27日	まちだくらしフェア2025 ホール講演会　「漫才」と「コント」で笑って学ぶ消費者問題！	惑星カッポ 出前寄席ユニットアクトリー 明治大学落語研究会	50
5	10月6日	身体への影響は？PFASを学ぶ	植田　武智 食の安全・監視市民委員会運営委員	17
6	10月9日	インターネット通販でだまされないために～その広告大丈夫？広告と賢くつきあおう！ネット広告を中心に～	公益社団法人日本通信販売協会	25
7	11月13日	介護保険を使うために知っておきたいポイント！	松尾　孝子 ユアライフステージ代表	34
8	12月8日	「悪質なネットトラブルから身を守ろう～事例とその解決法～」	原田　由里 一般社団法人ECネットワーク理事	25
9	1月26日	農薬ってどうなの？私たちが上手につきあうには	天笠　啓祐 食の安全・監視市民委員会事務局長	28
10	2月5日	外壁塗装工事をする前に知っておきたい注意点～失敗しない事業者選び～	東京都塗装工業協同組合	31

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加 人数
11	2月11日	消費生活センター開設50周年記念講演　食品ロスを削減～ムダなし料理を楽しもう！～	行長　万里 食品ロス削減研究家	83
12	3月2日	災害時のトイレ事情～私たちはどう備えれば良いのか？	岡山　朋子 大正大学教授	33

（２）テスト教室・料理教室

簡易な実験や料理実習等を通じて、日々のくらしに役立つ情報を提供しました。

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加 人数
1	5月26日	繕い物～目立たなく繕うヒントを学び衣類を大切に～	町田友の会　手仕事の会	15
2	6月24日	不要になった携帯電話やデジカメを上手に処分	東京都消費生活総合センター 相談課 技術支援担当職員	16
3	10月16日	国産大豆で豆腐を作ろう！～おからも食べよう～	福岡　ひとみ コンシューマー技術教育研究会	22
4	11月5日	くらしにひそむ電気の危険・電気のことを正しく知る	宇田川　忠利 一般社団法人 関東電気保安協会	13
5	12月10日	衣服選びのポイントと上手なお手入れ	才木　智子 東京都消費者啓発員	16
6	1月20日	国産大豆でみそを手作りしよう！	福岡　ひとみ コンシューマー技術教育研究会	12
7	3月6日	高齢者の栄養不足を防ぐ食事～健康寿命をのばすための栄養素～特にたんぱく質について～	村上　律子 町田地域活動栄養士会 管理栄養士	19

（３）子ども向け教室

夏休み期間に、小学生を対象とした講座を実施しました。実習、ゲームなどで楽しく学びながら、消費者市民として必要な知識を習得することを目標にテーマを選定しています。

回	開催月日	学習テーマ	講師名（敬称略） 職名または所属団体	参加 人数
1	7月23日	夏休み子ども教室 かんたん五平餅を作って食品ロスと大切にすることを考えよう！	大塩　美奈子 三信化工株式会社 食育支援グループリーダー	20
2	7月26日	夏休み子ども講座 夏休み親子で学ぶ金銭教育 ～父（祖父）と子のクッキング・お餅でつくるピザ～	東都生協ライフプランアドバイザー	14
3	8月6日	夏休み子ども講座 経済ゲーム ～レストランのオーナーになってみよう～	東都生協ライフプランアドバイザー	11
4	8月9日	夏休み子ども講座 東京の木でマイ・箸作り～東京の森（環境）と東京の木～	小野　清 生活協同組合・消費者住宅センターエグゼクティブディレクター理事	15

（４）他団体主催イベントへの参加

開催月日	参加イベント	場所	内容
1月12日	二十祭まちだ２０２６	町田市立総合体育館	２０歳前後の方に多い副業、定期購入に関する注意喚起を、冊子やグッズなどを配付しながら行いました。
1月31日～2月1日	まちだ男女平等フェスティバル	町田市民フォーラム	運営協議会による「おしるこ喫茶」を1月31日に行い、用意した60食分をすべて提供しました。おから白玉だんごを使うことにより、食品ロス削減に関する啓発も行いました。
2月28日	まちだＥＣＯｔｏフェスタ２０２６	町田市庁舎	「まちだReプラチャレンジで地球にECO to（いーこと）しよっ！」というイベントテーマに則り、運営協議会委員本人の脱プラスチックに関して調査し作成したパネルを展示するなどして、「こんなことから始めよう～脱プラスチックに向けて」に関する啓発を行いました。

（５）消費生活出前学習会

増加する若年者・高齢者被害の未然防止を図ることを目的として出前学習会を実施しました。講師は、消費生活相談員です。

回	開催月日	申込団体	テーマ	人数
1	6月11日	コープみらい東京７ブロック委員会	高齢者を狙う悪質商法の手口	7
2	6月18日	手話サークルまちだ	悪質商法から身を守る	40
3	7月11日	小山中学校	悪質商法被害防止教室	250
4	10月3日	玉川大学　農学部	若者を狙う消費者トラブル	120
5	10月17日	玉川大学　農学部	若者を狙う消費者トラブル	120
6	11月12日	町田市老人クラブ連合会鶴川支部女性部	高齢者を狙う悪質商法の手口	27
7	12月8日	ウェルビー町田市役所前センター	悪徳商法、インターネットトラブルについて	16
8	12月9日	町田市高齢者支援センター社会福祉士連絡会	高齢者の消費者被害・特殊詐欺など	30
9	2月4日	社会福祉法人　町田市社会福祉協議会　福祉サポートまちだ	消費者被害の実態や予防策について	27
10	2月24日	日本赤十字奉仕団	相談事例を踏まえた注意喚起	13
11	3月14日	社会福祉法人　合掌苑	高齢者を対象とした詐欺被害の手口について	21
12	3月25日	鶴川さつき会	高齢者悪質商法防止について	17

ご参加いただいた方からは
「講演の内容が具体的であり分かりやすかった。」
「消費生活センターの役割や、相談できる内容が分かって良かった。」
等の感想をいただきました。

（６）消費生活センターだよりの発行

消費生活センターだよりを毎月発行し、2026年3月で第609号となりました。各公共施設のほか、小中学校、消費者団体、配布希望の町内会・自治会等に配布しました。
町田市ホームページからＰＤＦ形式でダウンロードできます。

発行物	発行時期	部数	掲載内容	配布先
消費生活センターだより	毎月１日	4,600	日頃気になる消費者問題、消費者相談事例等	各公共施設のほか、小中学校、消費者団体、町内会・自治会等

（７）「くらしのヒント」メール・LINE配信（啓発）

2019年度からメール配信、2020年度からLINE配信を開始しました。消費生活相談で寄せられた相談事例やイベントの情報等を配信しています。

No.	配信日	配信テーマ
1	4月9日	今日の相談事例から「この電話は使えなくなります、にご注意」
2	5月30日	最近の相談事例から「この電話は使えなくなります、に引き続きご注意」
3	7月18日	怪しい通販サイトにご注意
4	9月22日	国勢調査を装った不審メールにご注意
5	12月23日	大掃除　不用品の回収事業者にご用心！！
6	12月29日	年明けによくあるご相談紹介
7	1月4日	公式ショップ売切れ商品をネットで見つけても飛びつかない
8	2月1日	恵方巻は食べられる分だけ～食品ロスを削減しましょう＆講演会のご案内

９　第４９回町田市消費生活展「まちだくらしフェア２０２５」

まちだくらしフェア（旧名称：くらしを守る市民の集い）は1976年から開催してきた町田市の消費生活展です。2023年度までは7月に開催していましたが、猛暑を避けるため、2024年度に引き続き2025年度も9月下旬に開催いたしました。

テーマ：見つけよう！明日を変えるくらしのヒント
日　時：２０２５年９月２６日（金）・２７日（土）　１０：００～１５：３０
場　所：町田市民フォーラム３階・４階
主　催：まちだくらしフェア２０２５実行委員会・町田市
来場者数：７７９人
参加団体：１５団体

（１）参加団体とテーマ

No.	団体名	テーマ
1	ＦＰ-Ｏｎｅ’ｓ　Ｌｉｆｅ　Ｎａｖｉ	ファイナンシャルプランナー無料相談室
2	おもちゃ病院まちだ	壊れたおもちゃ治します
3	関東電気保安協会	電気の安全な使用方法と省エネについて
4	コープみらい地域クラブまちだ平和	原発に頼らないエネルギーを！
5	新日本婦人の会町田支部	米不足・米価高騰・食と農業の危機
6	多摩南生活クラブ生協まち町田中央	地球を守るSDGsな生活
7	探・探会	探探ちくちく　リメイク小物
8	町田市食育ボランティア（町田市保健予防課）	まちだすいとんの提供
9	町田市消費生活センター運営協議会	日本の食を守る！～地産地消・食品ロス削減～
10	町田地域活動栄養士会	今こそそなえよう！～被災食の大切さはわかっているじゃわかっていない～
11	町田友の会	～くらしのヒント～
12	町田弁護士クラブ	弁護士による相続セミナー

No.	団体名	テーマ
13	桃の木工房	いのちと平和を考える
14	町田市環境政策課	見つけよう　あなたにできる　３Ｒ
15	町田市消費生活センター	おいしい話にご用心 ～その契約は大丈夫？～

（２）主なイベント内容

No.	カテゴリー	イベント名
1	おもちゃ病院	壊れたおもちゃを治します
2	講演会	弁護士による相続セミナー
3	講演会	何がある？どう変わる？公的年金・健康保険の「今」と「これから」
4	講演会	寄席　笑って学ぶ消費者問題！
5	その他	セミナー　終活は「未来を見直すロードマップ」～老後資金・成年後見制度・墓じまい～
6	その他	セミナー　新ＮＩＳＡ「資産運用　脱初心者編2.0」
7	その他	セミナー　金利上昇中　どうする？住宅ローン（新規／見直し）
8	その他	親子で遊ぼう音楽広場
9	その他	草木染め・玉ねぎの皮で染めてみましょう
10	その他	キッチンからのエコライフ～重曹を使って～
11	その他	ファイナンシャルプランナー無料相談室
12	その他	手作り品や乾物の販売（焼菓子・エプロンなど）
13	その他	ドライカレーランチ販売
14	その他	パン、焼き菓子販売

No.	カテゴリー	イベント名
15	その他	ジュースや調味料等の販売
16	その他	まちだの新鮮野菜販売
17	その他	まちだの地域の味「まちだすいとん」を味わおう！
18	その他	キッズコーナー
19	その他	くらしを守る計量制度
20	その他	折り紙コーナー
21	その他	シネマでトーク「永い言い訳」
22	その他	紙芝居と絵本からいのちと平和を考える〈演じ方のミニ講習と解説あり〉
23	その他	アート作品展示

１０　消費者行政活性化事業

消費者行政の強化及び推進のため、東京都消費者行政強化交付金を活用しました。

２０２５年度実績

事業名	取組の内容	交付金活用額（円）
消費生活相談体制の充実・強化	消費生活相談機能強化のための自主研修等、消費生活相談のデジタル対応を行うため体制整備	272,840
消費者教育・啓発への取組	市民向け学習会等開催、中学生向け啓発冊子の配布	157,250
食品ロス削減に向けた取組	市民向け学習会等開催	7,100
国が指定するテーマの研修への参加	独立行政法人国民生活センターが実施する研修への参加	28,000
合計		465,190

１１　特定計量器定期検査事前調査

計量法第19条の規定により、東京都が特定計量器の定期検査を実施する場合は、同法第22条の規定により、当該定期検査の対象となる特定計量器の数を事前に調査し、都知事に報告することとなっています。

消費生活センターでは、697の事業者について5月に報告しました。

12 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としています。消費生活センターでは、この法律に基づき、立入検査を行いました。

2025年度実績

立入検査をした販売事業者数	3	うち違反販売事業者数	0

品目	検査品目数	うち違反機種数
繊維製品	2	0
合成樹脂加工品	3	0
電気機械器具	3	0
雑貨工業品	4	0

13 製品安全4法に基づく立入検査

一般消費者が使用する製品のうち安全性の確保が求められる製品について、製品安全４法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、国がその製品を指定し、危害の発生を防ぐために必要な技術基準を定めています。

また、特に安全性の確保が求められる製品については、さらに国に登録された検査機関での検査が義務付けられています。いずれの製品も、販売するに当たっては上記の基準・検査に適合し、国の定めた表示をする必要があります。

消費生活センターでは、これらの法律に基づき、立入検査を行いました。

2025年度実績

	立入検査をした販売事業者数		検査機種数	
	うち違反販売事業者数		うち違反機種数	
消費生活用製品（特定製品）	2	0	3	0
消費生活用製品（特定保守製品）	0	0	－	－
電気用品	3	0	14	0
ガス用品	0	0	－	－
液化石油ガス器具等	0	0	－	－

１４　消費者事故報告

消費者安全法第12条の規定により、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは直ちに消費者庁に報告することとなっています。また、重大事故等以外の消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときに消費者庁に報告することとなっています。

消費生活センターでは、これらの報告を行っています。

2025年度は、重大事故等で報告を要する案件はありませんでした。

資　　料

（　条例・規則等　）

町田市消費生活センター条例

平成11年9月30日
条例第29号
市民部市民協働推進課
改正　平成20年3月31日条例第8号
平成29年3月31日条例第5号

（設置）
第１条　消費者の利益を守り、消費生活に係る必要な知識の普及及び情報提供を行い、並びに自主的活動を促進するため、消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「法」という。）第１０条の２第１項第１号に規定する消費生活センターとして、町田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。
（平２９条例５・一部改正）
（名称及び位置）
第２条　消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称　町田市消費生活センター
位置　町田市原町田四丁目９番８号
（平２９条例５・全改）
（事業）
第３条　消費生活センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
（１）　法第８条第２項各号に掲げる事務に関すること。
（２）　消費者教育に関すること。
（３）　消費者団体の自主的活動の支援に関すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業
（平２９条例５・一部改正）
（消費生活相談の実施）
第４条　法第１０条の３第２項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）を実施しない日は、次に掲げる日とする。
（１）　日曜日
（２）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
（３）　１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日
２　消費生活相談を実施する時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。
３　前２項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。
（平２９条例５・追加）
（施設）
第５条　消費生活センターには、次に掲げる施設を設ける。
（１）　消費生活相談室
（２）　テスト室
（３）　事業準備室
（４）　ロッカーコーナー
（５）　展示・情報コーナー
（平２０条例８・一部改正、平２９条例５・旧第４条繰下）
（職員）
第６条　消費生活センターに所長、消費生活相談員（法に定める消費生活相談員をいう。以下この条において同じ。）その他必要な職員を置く。
２　消費生活相談員は、消費生活相談に従事する。

３　消費生活相談員は、法第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成２６年法律第７１号）附則第３条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。
４　市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。
５　市長は、消費生活相談員の任期ごとに客観的な能力の実証を行うものとする。
６　市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を修得していることに十分配慮し、前項に規定する能力の実証の結果、当該消費生活相談員が適任であると認めるときは、当該消費生活相談員を再任することができる。
７　市長は、第１項に規定する職員で法第８条第２項各号に掲げる事務に従事するものに対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
（平２９条例５・旧第５条繰下・一部改正）
（情報の安全管理）
第７条　市長は、法第８条第２項各号に掲げる事務について得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
（平２９条例５・追加）
（委任）
第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、町田市規則で定める。
（平２９条例５・旧第６条繰下）
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１１年１２月６日から施行する。
（町田市消費者センター条例の廃止）
２　町田市消費者センター条例（昭和５０年７月町田市条例第３３号）は、廃止する。
附　則（平成２０年３月３１日条例第８号）
この条例は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年３月３１日条例第５号）
この条例は、公布の日から施行する。

町田市消費生活センター条例施行規則

平成11年11月5日
規則第63号
市民部市民協働推進課

(趣旨)
第1条　この規則は、町田市消費生活センター条例(平成11年9月町田市条例第29号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(運営)
第2条　市長は、町田市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の運営を効率的に遂行するため、市民の自主的な組織である町田市消費生活センター運営協議会と協力して行うものとする。
(休所日)
第3条　消費生活センターの施設のうち展示・情報コーナーの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。
(1)　毎月第3水曜日
(2)　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
(開所時間)
第4条　消費生活センターの施設のうち展示・情報コーナーの開所時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開所時間を変更することができる。
(補則)
第5条　この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
(施行期日)
1　この規則は、平成11年12月6日から施行する。
(町田市消費者センター条例施行規則の廃止)
2　町田市消費者センター条例施行規則(昭和50年7月町田市規則第22号)は、廃止する。

町田市消費生活センター運営協議会規則

１　名称
　この会は、町田市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。
２　目的
　協議会は、町田市消費生活センター条例第１条により設置された町田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を円滑かつ効果的に運営するため審議し、遂行することを目的とする。
３　業務
　１　協議会の審議運営事項は、次のとおりとする。
　（１）　消費生活センターだよりの編集発行等広報に関すること。
　（２）　消費生活に係る学習、資料の収集および展示に関すること。
　（３）　生活物資の簡易なテストに関すること。
　（４）　その他、目的達成のために必要な事項。
２　上記の運営事項については、協議会と行政が協働して行う。
４　組織
　協議会は、町田市内に住所または勤務地を有する者で、次に掲げる者をもって組織する。
　（１）　市内の消費生活団体の推薦する者。
　（２）　消費者活動に意欲のある者。
５　任期
　任期は、委員となった日からその年度（４月１日から翌年の３月３１日まで）の末日までとし、再任を妨げない。
６　報酬
　１　委員の報酬は、無給とする。
　２　必要な旅費は、実費弁償することができる。
　３　事業あるいは会議に出席した実績のある月について、事業の遂行に係る活動費５００円を支払うことができる。
７　協議会の役員
　１　協議会に次の役員をおく。

会長	１名	副会長	２名
会計	２名	会計監査	２名

　２　会長は、協議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
　３　会長、副会長は、補助金についての予算書・決算書・事業計画書、事業報告書案等の作成を担当する。
　４　会計は、協議会の会計を処理し、会計監査は、協議会の会計監査を行う。
　５　役員は、委員の互選により定める。
８　部会
　１　業務を効率的に行うために、次の部会をおく。
　（１）広報部　　消費生活センターだよりの発行等。
　（２）学習企画部　各種学習会などに関する企画運営等。
　（３）テスト部　　簡易テスト等の実施および援助。
　２　前項の規定に関わらず、人数の多寡によって部会の数を増減することができる。この場合の部会名称及び役割は、協議会で審議決定する。
３　部会役員
部会には、部員の互選により部長、副部長をおく。
４　次の事業は、目的達成のため委員全員で対応する。
　（１）消費生活センターの業務を市民に広く浸透させるために消費生活展、学習会、簡易テスト等の活動を出向いて行う事業。
　（２）資料の収集、調査、展示等。

９　会議の招集
　１　定例会は、毎月１回とし、その他必要のつど会長が召集する。
　２　部会は、必要のつど部長が召集する。
１０　意見の聴取
　　協議会は、必要に応じて、学識経験者その他関係者から意見を聞くことができる。
１１　その他
　　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で審議決定するものとする。

附　則
この規約は、１９７５年（昭和５０年）　４月１７日から施行する。
　　１９７７年（昭和５２年）　４月一部改正
　　１９８０年（昭和５５年）　２月一部改正
　　１９８６年（昭和６１年）　３月一部改正
　　１９９１年（平成　３年）１２月一部改正
　　１９９４年（平成　６年）　３月一部改正
　　１９９５年（平成　７年）　４月一部改正
　　２０００年（平成１２年）　４月一部改正
　　２００７年（平成１９年）　４月一部改正
　　２０１１年（平成２３年）　４月一部改正
　　２０１２年（平成２４年）　４月一部改正

事業報告書
2026年（令和8年）9月発行

発行	町田市
編集	市民部市民協働推進課消費生活センター
	町田市原町田4-9-8
	町田市民フォーラム３階
	電話　042-725-8805
	042-722-0001（相談専用）
刊行物番号	26－29
印　刷	総務部総務課

この冊子は、110部作成し、1部あたりの単価は954円です（職員人件費を含みます）